

平成 14 年 2 月 8 日  
総 基 料 第 27 号

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省 総合通信基盤局長  
鍋 倉 真

### D S L サービス開始までの標準的な工事期間の遵守について

標記について、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から電気通信事業法第 96 条の 2 に基づき、貴社あて「D S L（デジタル加入者線）の普及促進及び MDF（主配線盤）等における接続について」（平成 12 年 7 月 31 日郵電技第 3011 号）において示した D S L サービス開始までの標準的な工事期間である 7 営業日以内を遵守していないため、貴社に対し、業務改善命令を要請すること等を内容とする意見申出がなされた。

これにつき調査した結果、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から 11 月中になされた回線開通申込みのうち、おおむね同社の希望日内に工事は完了しているものの、同社の希望に反し、標準的な工事期間以内に工事が完了されていない場合が約 2 割見受けられた。その要因として、工事希望日が特定の局舎・特定の日に集中していること、同社の開通工事申込みに一部不備があることも挙げられるが、貴社においても標準的な工事期間である 7 営業日を遵守できるよう、下記のとおりの取組を行い、その内容について、1か月以内に報告されたい。

#### 記

- 1 貴社内及び工事施工業者との間の連絡をより効率的に行うことにより、工事日調整の期間を短縮すること
- 2 他の D S L 事業者から回線開通申込みを受け付けるシステムと社内の業務支援システムを接続することにより工事完了報告までの期間を短縮すること
- 3 標準的工事期間内に工事が行われているか否かの実績及び仮に遅延が生じた場合についてはその理由について、貴社及び他の D S L 事業者の別に、3か月に 1 度を目途に公表すること